

長野県市長会危機管理建設部会 次第

平成 30 年 10 月 22 日（月）

危機管理部関係 13：00～

建設部関係 13：10～

県議会増築棟 3 階 第 2 特別会議室

1 開 会

市長会部会長あいさつ

県各部長あいさつ

2 会 議

（1）・県等に対する要望事項等について

（2）その他

3 閉 会

危機管理建設部会出席者名簿

平成30年10月22日(月)

県議会増築棟 3階 第2特別会議室

所 属	職 名	氏 名
13:00～13:10 危 機 管 理 部	危機管理監兼部長	池 田 秀 幸
	危機管理防災課長	高見沢 靖
13:10～14:30 建 設 部	部 長	長谷川 朋 弘
	砂防課企画幹兼地すべり係長	細 川 容 宏
	建築住宅課長	小 林 弘 幸
市 長 会 危機管理建設部会	部会長代理 安曇野市長	宮 澤 宗 弘
	上田市長	土 屋 陽 一
	伊那市長	白 鳥 孝
	飯山市職務代理者	月 岡 寿 男
	市長会事務局 局 長	青 木 弘
	次 長	百 瀬 一 典

【 危機管理建設部会 】

所属市：飯山市・上田市・安曇野市・伊那市

No.	要望事項	提出市	県担当部署	時間	希望市
1	糸魚川ー静岡構造線断層帯地震の映像資料の制作について	茅野市	危機管理防災課	10 5	岡谷、諏訪、大町、茅野、安曇野
2	社会資本整備総合交付金の財源確保及び適切な予算配分について	諏訪市 小諸市 塩尻市 安曇野市	道路管理課	15 17	長野、上田、岡谷、飯田、諏訪、須坂、小諸、伊那、中野、大町、飯山、茅野、塩尻、佐久、千曲、東御、安曇野
3	公共事業関係予算の増額について	諏訪市	道路管理課	10 7	長野、飯田、須坂、小諸、中野、大町、安曇野
4	道路橋りょうの点検に関わる新技術の活用及び点検結果に伴う点検間隔など制度の見直しとこれに伴う社会資本整備総合交付金の補助率引き上げについて	伊那市 飯山市	道路管理課	15 13	長野、上田、岡谷、飯田、須坂、小諸、伊那、中野、大町、飯山、茅野、塩尻
5	急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の一部緩和について	安曇野市	砂防課	10 2	駒ヶ根、安曇野
6	市街地再開発事業補助金交付要綱の見直しを含む制度拡充と予算確保について	上田市 伊那市	都市・まちづくり課	10 8	上田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野、塩尻、佐久、東御
7	狭あい道路整備等促進事業補助制度の期間延長と制度の充実について	東御市	建築住宅課	10 8	上田、岡谷、飯田、須坂、飯山、佐久、千曲、東御
8	「アスベスト含有仕上塗材(吹付け工法)」除去等における支援制度の創設について	伊那市	建築住宅課	10 6	長野、諏訪、伊那、中野、飯山、千曲

【危機管理建設 1】（2月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	内閣府
	☒ 県	担当部局	危機管理部
	☐ その他	名 称	
件名	1 糸魚川－静岡構造線断層帯地震の映像資料の制作について		
提案市	茅野市		
提案要旨	糸魚川－静岡構造線断層帯を震源とする内陸性直下型地震の恐ろしさを映像化し、住民に災害に対する危機意識を常に高く保ってもらうため、シミュレーション映像（CG）の制作を要望する。		
提案理由	長野県内に非常に大きな被害が発生する恐れがある地震の中でも、糸魚川－静岡構造線断層帯を震源とする内陸性直下型地震は、その発生確率、規模ともに群を抜いて深刻である。 一方、地震に対する備えは、被害軽減に直結する住宅等の耐震化や、家具の転倒防止対策などが、なかなか進まないのが現状である。対策が進まない大きな理由は、危機感の不足が考えられるためであり、発生が予想される具体的な事態を視聴してもらうために、シミュレーション映像の制作を要望する。		
現況及び課題等	内閣府では、南海トラフ巨大地震と首都直下地震（相模トラフ）については、「そのとき何が起こるのか？」というサブタイトルを付けた映像をそれぞれ制作し、公開している。 海溝型地震では、上記の地震が深刻だが、全国の主要活断層の長期評価（政府地震調査研究推進本部発表）では、糸魚川－静岡構造線断層帯が、発生確率（全体では30～40%）、規模（最大M8.1）ともに、他の活断層と比較しても非常に深刻であり、早期の対策推進が必要である。		
関係法令			

【危機管理建設 2-1】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H30・4・19 第142回総会；塩尻市・安曇野市)						
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）				分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設	
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省				
	☐ 県	担当部局					
	☐ その他	名称					
件名	2-1 社会資本整備総合交付金の財源確保及び適切な予算配分について						
提案市	諏訪市・小諸市						
提案要旨	社会資本整備総合交付金については、地方自治体が要望する所要の予算額を確保し、その配分については地方自治体の実情を勘案した適切な額とするよう要望する。						
提案理由	道路整備や交通安全事業及び老朽化した橋りょう、公園施設などの長寿命化事業の特定財源として、社会資本整備総合交付金を活用し事業を進めているが、交付金内示額はここ数年要望額を大幅に下回る状況が続いていることや、舗装修繕の交付率の引き下げにより、財源の確保に苦慮し、事業の計画的な執行に支障をきたしている。 また、昨年度より「公共施設等適正管理推進事業債」が創設となり活用しているが、起債借入のため自治体の財政負担が大きい。 今後も、内示額の低い状況が続くことなどが予想されることや、地域の実情に即した事業が実施できるよう、同交付金の予算規模の拡大と適切な配分、舗装修繕に対する交付率の嵩上げ措置を強く要望する。						
現況及び課題等	☒ 社会資本整備総合交付金内示率 (単位：％)						
		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		諏訪市	小諸市	諏訪市	小諸市	諏訪市	小諸市
	修繕事業	37.0	37.0	32.0	31.0	37.0	37.0
	橋りょう修繕事業	77.0	93.0	88.0	76.2	83.0	82.4
法令関係	社会資本整備総合交付金交付要綱 道路事業整備に係る国の財政上の特別措置に関する法律						

【危機管理建設 2-2】（2月副市長会、4月総会採択）

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (H29・8・25 第141回総会；上田市ほか)						
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）				分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設	
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省				
	☐ 県	担当部局					
	☐ その他	名 称					
件名	2-2 社会資本整備総合交付金の財源確保及び適切な予算配分について						
提案市	塩尻市、安曇野市						
提案要旨	社会資本整備総合交付金については、地方自治体が要望する所要の予算額を確保し、その配分については地方自治体の実情を勘案した適切な額とするよう要望する。						
提案理由	道路整備や交通安全事業及び老朽化した橋りょう、公園施設などの長寿命化事業の特定財源として、社会資本整備総合交付金を活用し事業を進めているが、交付金内示額はここ数年要望額を大幅に下回る状況が続いていることから、財源の確保に苦慮し、事業の計画的な執行に支障をきたしている。 今後も、内示額の低い状況が続くことが予想されることから、同交付金の予算規模の拡大と適切な配分を要望する。						
現況及び課題等	●社会資本整備総合交付金内示率 ○道路事業 (単位：%)						
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		塩尻市	安曇野市	塩尻市	安曇野市	塩尻市	安曇野市
	改築事業	37.7	41.4	26.0	29.6	31.0	42.4
	修繕事業	59.3	64.6	37.0	37.0	31.0	31.0
	交通安全事業	60.5	56.0	37.0	40.3	54.0	31.7
	橋梁修繕事業・定期点検	—	—	93.5	92.7	96.6	96.2

現況及び課題等	○都市計画事業						
	(単位: %)						
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		塩尻市	安曇野市	塩尻市	安曇野市	塩尻市	安曇野市
	都市計画道路	—	99. 2	—	45. 8	—	17. 6
	公園施設長寿命化対策支援事業	100. 0	100. 0	100. 0	80. 0	—	36. 9
関係法令	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	—	—	—	—	—	66. 7
	社会資本整備総合交付金要綱						

【危機管理建設 3】（2月副市長会、4月総会採択）

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (H29・8・25第141回総会；伊那市・駒ヶ根市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	財務省、国土交通省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	3 公共事業関係予算の増額について		
提案市	諏訪市		
提 案 要 旨	強靱な国土づくりと、地域経済の活性化並びに、地方創生を促進するため、平成30年度以降、当初予算における公共事業関係予算の大幅な増額について要望する。		
提 案 理 由	地方の道路整備の着実な推進に必要な社会資本整備総合交付金等の安定的かつ確実な財源を確保するため、平成30年度以降、公共事業に係る予算の総額確保を図るよう要望する。		
現況及び課題等	平成29年度の政府全体の公共事業関係費は、当初予算ベースで5.4兆円であり、平成9年から平成13年の予算ベースの平均額9.4兆円に比べて42%も減額になっている。このため、インフラの整備と維持補修に必要な経費が全国的に不足し、災害に強い強靱な国土づくりと、地域経済の活性化に支障をきたしている。 また、平成25年度において、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の要望額に対する配分割合は77.7%であったが、平成28年度は54.5%まで低下している。このため、地方自治体では主要な道路整備を進めることや、交通安全の確保、災害に備えたまちづくりを計画的に進めることが極めて困難になっている。		
関係法令	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律		

【危機管理建設 4-1】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H30・4・19 第142回総会；伊那市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名称	
件名	4-1 道路施設及び橋りょうに関わる法定点検制度の見直し等及び社会資本整備総合交付金の補助率引き上げについて		
提案市	飯山市		
提案要旨	平成26年度より、橋りょうをはじめ道路構造物の法定点検が5年に1回義務付けられ、コンサルタント等への委託や、職員の直営により点検を行っているところであるが、5年ごとにすべて近接目視の点検を継続するためには、地方自治体の負担が大きいと、点検要領に対する新技術の活用や点検結果に基づく点検間隔など制度の見直しを行うとともに、橋りょう点検に対する社会資本整備総合交付金の補助率の引き上げについて要望する。		
提案理由	5年に1回の点検が省令・告示で規定され、今後、永久的に自治体独自で点検、修繕を進めるには、現在の制度では、修繕等の経費も必要になり、管理施設数も多く規模が大きいことから財政上多大な負担となるため、制度の見直しと更なる高率の支援を要望する。		
現況及び課題等	今後、点検費用のみならず、老朽化に伴う修繕費用の増大が予想されるとともに、技術職員の減少等人員不足に伴う直営点検が困難な状況などから、ますます財政への圧迫が懸念される。そのため、現在の社会資本整備総合交付金の補助率についての引き上げも必要である。 <飯山市> ・事業期間：H26～H30（第1期） ・点検橋梁数：228橋 ・点検費（H30見込み含む）：80,000千円		
法令関係	道路法及び同施行令 社会資本整備総合交付金要綱		

【危機管理建設 4-2】（2月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	国土交通省
件名	4-2 道路橋りょうの点検に関わる新技術の活用及び点検結果に伴う点検間隔など制度の見直しとこれに伴う社会資本整備総合交付金の補助率引き上げについて		
提案市	伊那市		
提案要旨	平成26年度より、橋りょうをはじめ道路構造物の法定点検が5年に1回義務付けられ、コンサルタント等への委託や、職員の直営により点検を行っているところであるが、5年ごとにすべて近接目視の点検を継続するためには、地方自治体の負担が大きいため、点検要領に対する新技術の活用や点検結果に基づく点検間隔など制度の見直しを行うとともに、橋りょう点検に対する社会資本整備総合交付金の補助率の引き上げについて要望する。		
提案理由	5年に1回の点検が省令・告示で規定され、今後、永久的に自治体独自で点検、修繕を進めるには、現在の制度では、修繕等の経費も必要になり、財政上多大な負担となるため、制度の見直しと更なる高率の支援を要望する。		
現況及び課題等	現在、市内に点検を必要とする橋りょうが717か所あり、直営で点検を実施している橋りょうが約68.5%、委託して点検を実施している橋りょうは約28.9%、中央道跨道橋の委託が2.6%となっている。 特に、委託による点検については、点検車両や高所作業に特殊な技術を要する点検が必要であり、また、中央道跨道橋については、交通規制費等の経費が必要になるため自治体の財政負担が大きい。 このため、近接目視の点検については、ドローンや橋りょう点検支援ロボット等の活用ができるよう検討していただくとともに、損傷度レベルⅠ、Ⅱの橋りょうについては、点検間隔を延長するなど、橋りょう点検に関わる制度の見直しが必要である。 橋りょうの修繕経費の増大による財政負担の影響を考慮し、特に、橋りょう点検に対して、現在の社会資本整備総合交付金の補助率についての引き上げも必要である。		
法令関係	道路法及び同施行令 社会資本整備総合交付金要綱		

【危機管理建設 5】（4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 国土交通省 ☒ 県 担当部局 建設部 ☐ その他 名 称		
件名	5 急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の一部緩和について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	住民の生命及び財産を守る急傾斜地崩壊対策事業の促進のため、採択基準（補助公共事業・県単独公共事業・その他公共事業）の警戒区域内の対象家屋戸数の緩和を要望する。		
提案理由	安曇野市内には、土砂災害特別警戒区域が土石流で110箇所、急傾斜で250箇所と多いため、特に人家がある箇所の土砂災害防止工事を要望しているが、採択基準に合わないため事業を実施できない箇所が多くある。		
現況及び課題等	○採択基準（急傾斜崩壊対策事業の場合） （1）急傾斜地の高さが10m以上あること。 （2）移転適地がないこと。 （3）下記のいずれかに該当するもの。（下記抜粋） 人家おおむね10戸（公共的建物含む）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。ただし、避難路を有する急傾斜地の場合は「10戸」を「5戸」と読み替える。 以上のように採択にはいくつかの要件を満たすことが条件になるが、急傾斜地の場合は避難路に指定されていない道路も実質は避難路として扱われているため、採択基準を全て「5戸」に緩和願いたい。		
関係法令	土砂災害防止法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		

【危機管理建設 6】（4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☐ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	 建設部
件名	6 市街地再開発事業補助金交付要綱の見直しを含む制度拡充と予算確保について		
提案市	上田市・伊那市		
提案要旨	市街地における土地の有効活用や快適で暮らしやすいまちづくり（集約型都市構造）の推進を図るため、市街地再開発事業補助金交付要綱の県独自要件の見直しを含む制度拡充と、これに伴う予算確保を要望する。		
提案理由	国が推奨するコンパクトで持続可能なまちづくりを推進する上で、市街地再開発の一手法である優良建築物等整備事業は、密集市街地における土地利用の共同化・高度化や老朽化した建物の更新など、都市基盤の集約や安全・安心で良好な住環境整備に寄与するとともに、民間の都市機能への投資やまちなかへの居住の誘導が期待でき、目指すべきまちづくりを推進するために有効かつ効果的な事業である。 また、快適で利便性の高い住環境等の整備は、平成30年度からの長野県総合5か年計画である「しあわせ信州創造プラン2.0」の基本方針にも掲げられている、移住・定住を促進する「人をひきつける快適な県づくり」につながることを期待されるものと考えます。 現在の補助金交付要綱は、平成24年度の改正により、地域特性を活かした個性あるまちづくりを推進する事業として、交付対象となる施設要件等が定められているところであるが、まちなか居住を推進するとともに、市街地の活性化と快適な生活空間の創造を図るため、まちなか居住の促進に寄与する施設も対象にするなど、採択要件の見直しを含めた制度の拡充と予算確保を要望するものである。		

現況及び課題等	狭小な土地や旧耐震基準の老朽建築物が密集する中心市街地においては、複雑な権利関係の調整等から、所有者個人だけでは都市再生事業は困難である。 市街地再開発事業補助金交付要綱では、地域特性を活かした個性あるまちづくりを推進する事業であると認められるものが交付対象とされており、該当する施設等として、(1)商業の振興等が図られる施設、(2)公益的施設との併設施設、(3)観光の振興等に寄与する施設等、7つの要件が定められている。 今後、持続可能なまちづくりを推進する上では、まちなかへの居住誘導も重要となることから、定住の促進に寄与する施設など、快適で利便性の高い住環境等の整備が必要不可欠である。 当該事業に対する国の補助率は、地方公共団体が事業施行者に交付する補助金の1/2、かつ補助対象経費の1/3となっており、最終的に国1/3、地方1/3、施行者1/3という負担割合となる。 このうち地方1/3を県と市町村が負担し、現在の負担割合は補助対象経費に対し、国10/30、県3/30、市町村7/30、施行者10/30となっている。 県補助金が採択されない場合、市町村の負担割合によっては国の補助割合も1/3とならない場合があり、施行者の事業存続にも影響を及ぼす可能性がある。
関係法令	都市再開発法 市街地再開発事業補助金交付要綱（県）

【危機管理建設 7】（4月総会採択）

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (H29・8・25 第 141 回総会；長野市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	7 狭あい道路整備等促進事業補助制度の期間延長と制度の充実について		
提案市	東御市		
提案要旨	国は、安全で良好な生活環境の向上を図るため、「狭あい道路整備等促進事業」により、地方公共団体が行う狭あい道路の整備事業に対し助成を行っているが、平成 30 年度までの措置であることから引き続き、円滑かつ継続的に実施できるよう期間延長及び交付率の引上げなど制度の充実に要望する。		
提案理由	本市では、継続的に狭あい道路の整備を進めているが、未だに幅員 4 メートル未満の狭あい道路が多数存在することから、生活環境の改善や消防・救急活動が円滑に行えるよう、引き続き、狭あい道路の整備を推進する必要がある。 また、本事業の推進にあたっては、国の補助金を活用することで、事業を安定的かつ計画的に継続実施し、安全で良好な生活環境の向上を図るため、制度期間の延長を要望するとともに、交付率の引上げを要望する。		
現況及び課題等	本市では、平成21年4月から「東御市後退道路（狭あい道路）拡幅整備促進計画」を作成し、国の補助制度を活用することで、事業の推進を図っている。 これにより、平成28年度末までに、整備区間延長で約2.8キロメートルの後退用地整備を行っている。 しかしながら、未だに解消されていない狭あい道路については、市民からも改善の要望が多く寄せられており、今後も本事業の計画的かつ効果的な推進が必要となってくる。		
関係法令	社会資本整備総合交付金交付要綱		

【危機管理建設 8】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	環境省、厚生労働省、国土交通省
件名	8「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」除去等における支援制度の創設について		
提案市	伊那市		
提 案 旨	「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」の除去工事等の費用負担に対する、国等による支援制度の創設を要望する。		
提 案 理 由	・「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」の取扱い方法について、平成29年5月に地方自治法に基づく技術的助言として、環境省より大気汚染防止法施行令で規定する「吹付け石綿」に該当するものとして取り扱うことが通知された。 ・一方で国土交通省は、建築基準法で規制対象としている「吹付け石綿」には該当しないとして、アスベスト含有仕上塗材についてはアスベスト含有調査、除去工事とも補助対象としていない。 ・今後、官・民とも増加が見込まれる老朽建築物等の改修、解体工事等において、建設業者等の石綿等ばく露防止対策に要する費用増加、及び認知不足等による健康被害が懸念されるため、国等による支援制度創設を要望するもの。		
現況及び課題等	・本市において、平成29年度に行った約220㎡の建物解体工事における事前調査の結果、外壁の吹付仕上塗材（リシン吹き）からアスベストが検出され、除去工事費を約410万円要したことにより、当初予定工事費約380万円が 約790万円に増加した。 ・アスベスト含有仕上塗材は、1965～1999年に渡り販売されていたことから、対象建築物等多数あると想定される。また「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」が「吹付け石綿」に該当することはまだ認知度が低いいため、啓発、支援の必要性は高いと考える。		
法令関係	大気汚染防止法 労働安全衛生法 建築基準法		